



長野県報

3月25日(月)
令和6年
(2024年)
号外

目次

公 告

表彰規則の一部を改正する規則 (人事課) 1

規 則

表彰規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第11号

表彰規則の一部を改正する規則

表彰規則(昭和34年長野県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とする。

第11条中「、第6条及び第7条」を「及び第6条から第8条まで」に改め、同条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(特別表彰)

第7条 個人又は団体で、国内外において、特に顕著な功績をあげ、県の名を高めるとともに、県民に明るい希望を与えたものには、表彰状を交付して表彰する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 課